

経営事項審査(略称:「経審」)

事業の概要

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営に関する客観的事項について経営事項審査を受けることで、各自治体における入札参加登録が可能となります。

内 容

【対象】

建設業許可業者

【申請先】

- (1)大臣許可業者→地方整備局
- (2)宮城県知事許可業者→宮城県土木部事業管理課

【有効期間】

審査の有効期間は審査基準日(決算日)から1年7か月(19か月)です。したがって、毎年公共工事を発注者から直接請け負おうとする場合は、毎年定期的に経審を受けることが必要です。
例:令和6年3月31日が審査基準日の場合は、有効期間は令和7年10月31日までです。

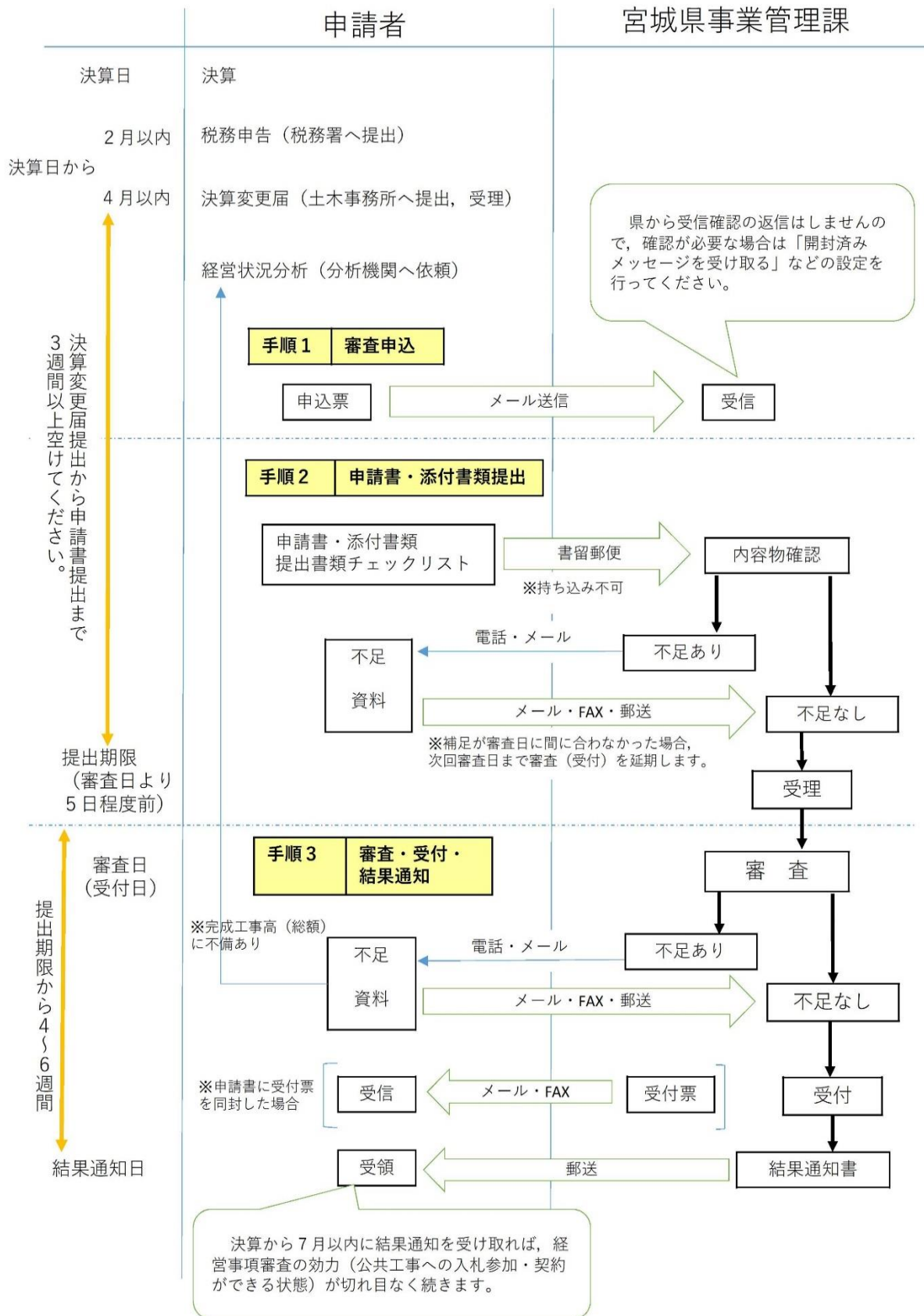
【審査項目】

- (1)経営規模
- (2)技術力
- (3)経営状況
- (4)その他の審査項目(社会性等)

【申請手順】

次ページの流れ図を参照してください。

経営事項審査の申請・審査の流れ



問い合わせ先・参考メールアドレス・URL

宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班 電話:022-211-3116

審査申込用メールアドレス: keishinyoyaku@pref.miyagi.lg.jp

経営事項審査ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jigyokanri/keishin-index.html>